

最高裁秘書第1119号

令和8年4月6日

山中理司様

情報公開・個人情報保護審査委員会委員長

答申書の写しについて（送付）

下記の諮問については、令和8年3月30日に答申（令和7年度（最情）答申第75号）をしたので、答申書の写しを送付します。

記

諮問番号 令和7年度（最情）諮問第30号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（4233）5249（直通）

諮問日：令和7年10月16日（令和7年度（最情）諮問第30号）

答申日：令和8年3月30日（令和7年度（最情）答申第75号）

件名：特定の裁判官らが審理員として作成した審理員意見書（直近の事例に関するもの）の一部不開示の判断に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

「A裁判官（特定期1）、B裁判官（特定期2）及びC裁判官（特定期3）が審理員として作成した意見書（直近の事例に関するもの）」の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、特定日付け審理員意見書（最高裁総一第369号）（以下「本件対象文書」という。）を対象文書として特定し、その一部を不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が令和7年6月19日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の3に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

本件対象文書の不開示部分が本当に行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）5条1号、5号及び6号に定める不開示情報に相当するかどうか不明である。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

最高裁判所は、本件対象文書を対象文書とした上、本件対象文書のうち不開示とした部分（以下「本件不開示部分」という。）には、審査請求人の氏名、審査請求の具体的内容及び審査請求人の主張内容が記載されており、これらは法5条1号に定める個人識別情報に相当し、同号ただし書きからハマまでに相当

する事情もないことから不開示とした。

また、本件対象文書は、行政不服審査法上の審理手続における審理員の意見書であり、同審理手続は裁判所内部において非公開で審議されるものである。本件不開示部分には、同審理手続に係る情報が記載されているところ、これを公にすることにより、本来、専門的技術的な知見を踏まえつつ、公平中立の立場で行うべき審理手続を担当する審理員が、報道や外部からの圧力や干渉等をおそれて自己の見解を主張することに対する萎縮効果が生じ、内部の意見交換が妨げられ、将来の裁判所内部における率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあることから、法5条5号に定める不開示情報に相当する。

さらに、行政不服審査法上の審査請求の対象となるのは裁判所の処分又は不作為（以下「処分等」という。）であるところ、本件不開示部分には裁判所の処分等に関する裁判所内部の判断過程や主張が記載されており、これらを公にすることにより、当該処分等に関する事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号に定める不開示情報に相当する。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和7年10月16日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 令和8年2月20日 本件対象文書の見分及び審議
- ④ 同年3月23日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 本件対象文書を見分した結果によれば、本件不開示部分には、審査請求人の氏名、審査請求の具体的な内容、審査請求人の主張の内容、審理手続に係る情報、裁判所の処分等に関する裁判所内部の判断過程や主張及び審理員の意見が記載されている。

これらのうち、審査請求人の氏名、審査請求の具体的な内容及び審査請求人

の主張の内容は、その記載内容に照らし、いずれも法5条1号に定める個人識別情報に相当し、同号ただし書きからハまでに相当する事情があるとは認められない。

また、本件不開示部分のうち、同審理手続に係る情報及び審理員の意見が記載されている部分は、その記載内容からすれば、同部分を公にすることにより、本来、非公開の手続において、専門的技術的な知見を踏まえつつ、公平中立の立場で行うべき審理手続を担当する審理員が、報道や外部からの圧力や干渉等をおそれて自己の見解を主張することを躊躇するなどの萎縮効果が生じ、将来の審理手続における審理員同士の率直な意見の交換が妨げられ、また、意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあると認められるから、同部分は法5条5号に定める不開示情報に相当する。

さらに、本件不開示部分のうち、裁判所の処分等に関する裁判所内部の判断過程や主張が記載された部分は、その記載内容からすれば、本件不開示部分を公にすることにより、当該処分等に関する事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるから、同部分は法5条6号に定める不開示情報に相当する。

- 2 以上のとおり、原判断については、本件不開示部分が法5条1号、5号又は6号に規定する不開示情報に相当すると認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 長 戸 雅 子

委 員 川 神 裕